

平成20年度国立大学法人鳴門教育大学監事監査計画

第一 監査の基本方針

国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程(平成16年規程第1号。以下「監査規程」という。)及び国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準(平成16年4月1日学長裁定。以下「実施基準」という。)に基づき、監査を実施する。

第二 監査の実施期間

1 定期監査

平成20年度の定期監査は、会計監査人による監査時期並びに年度決算終了後の平成21年5月上旬から6月上旬にかけて、別途日程を調整の上、実施する。

なお、個別の事項については、必要に応じて、役員又は職員に対して質問し、説明又は資料の提出を求める。

2 臨時監査

監事が必要と認める場合に行う。

第三 監査の方法

1 業務監査

(1) 平成20年度に係る業務全般に関して概況聴取を行う。また、必要に応じて担当者からの個別聴取を行う。

(2) その他必要な事項を監査する。

2 会計監査

(1) 会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を抽出監査する。

(2) 年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。

(3) 物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を抽出監査する。

(4) その他必要な事項を監査する。

第四 監査の重点事項

監査は、実施基準第3条に掲げる事項について行うが、平成20年度においては、以下の点に重点を置いて行う。

管理運営組織の状況

中期目標期間における業務実績評価

年度計画の進捗状況及び達成状況

教育課程の編成及び実施状況

決算の状況

資金管理状況

内部統制の状況

第五 監査の補助者

監査規程第6条第1項で定める企画課及び会計課の職員に補助させることとする。

第六 その他

監事の監査以外の職務として、以下のことを行う。

役員会、教育研究評議会及び経営協議会に出席し、業務の運営状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べる。また、必要に応じて、役員又は職員に対して質問し、説明又は資料の提出を求める。

定期的に会計監査人から会計監査の経過報告を受け、意見を聴取し、問題点等の把握に努める。